

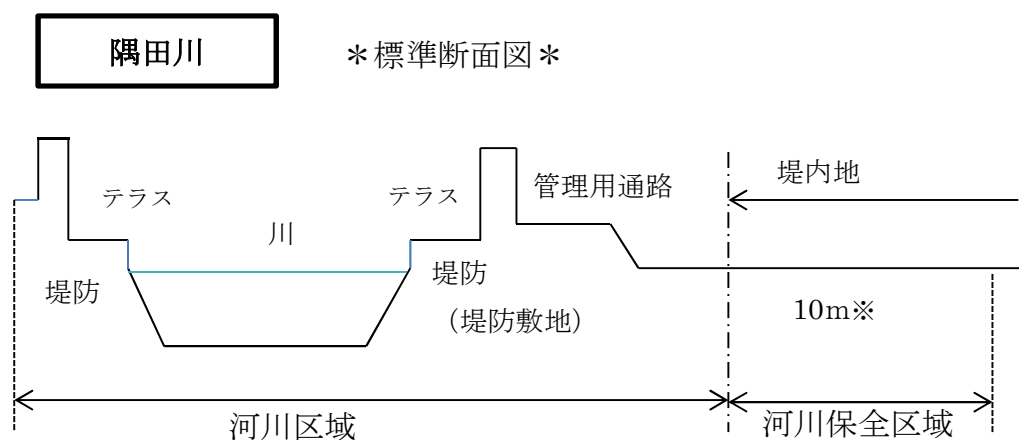
河川保全区域(河川法第 55 条)の申請手続について

1. 河川保全区域とは？

堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止する河川管理施設を守るための大切な区域です。

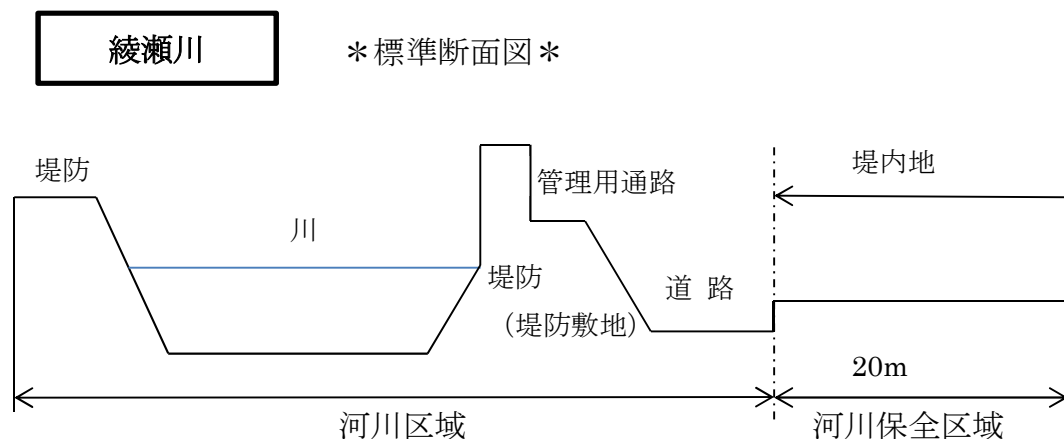
この区域を河川管理者に許可なく掘削したり、重量建造物や漏水のおそれがある物を設置したりすると、河川管理施設の保全に支障となるおそれがあります。

東京都では、河川法第 54 条に基づき、このような区域を河川保全区域に指定しています（下図参照）。



指定区間 (六建管内)		指定区域
右岸	北区志茂四丁目地先～台東区柳橋一丁目地先	河川区域の境界から 10m※
左岸	足立区新田一丁目地先～足立区千住曙町地先	

※スーパー堤防整備地区を除く

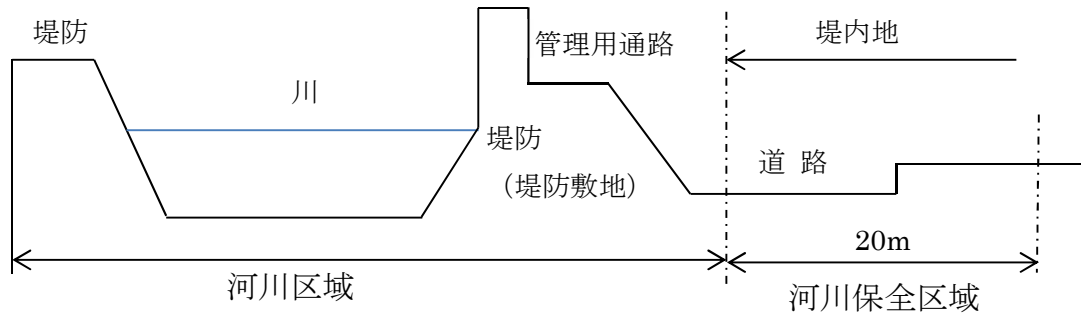


指定区間 (六建管内)		指定区域
右岸	足立区南花畑三丁目地先～同区西綾瀬一丁目地内	堤防敷地から 20m
左岸	足立区神明三丁目地先から同区綾瀬一丁目地先	

※堤外民有地全部

新河岸川

標準断面図



	指定区間 (六建管内)	指定区域
右岸	北区赤羽北二丁目地先～北区志茂四丁目地先	堤防敷地から 20m
左岸	北区浮間四丁目地先～北区志茂五丁目地先	

2. どのような制限を受けるの？

河川保全区域では、たとえ個人の土地であっても一定の行為が制限されます。制限される行為は、河川法第55条で決められています。

これらの行為を行う場合には、事前に河川管理者の許可が必要になります。

なお、許可を受けずに行う行為を行おうとした場合、建物の建築確認も認められず、罰則（河川法第104条）の対象にもなりますので十分注意してください。

制限される（許可が必要な）行為

○土地の掘削及び切土

※ただし、河川管理施設の敷地から 5m を超え、地表から深さ 1m 以内の土地の掘削又は切土は不要

○土地の盛土

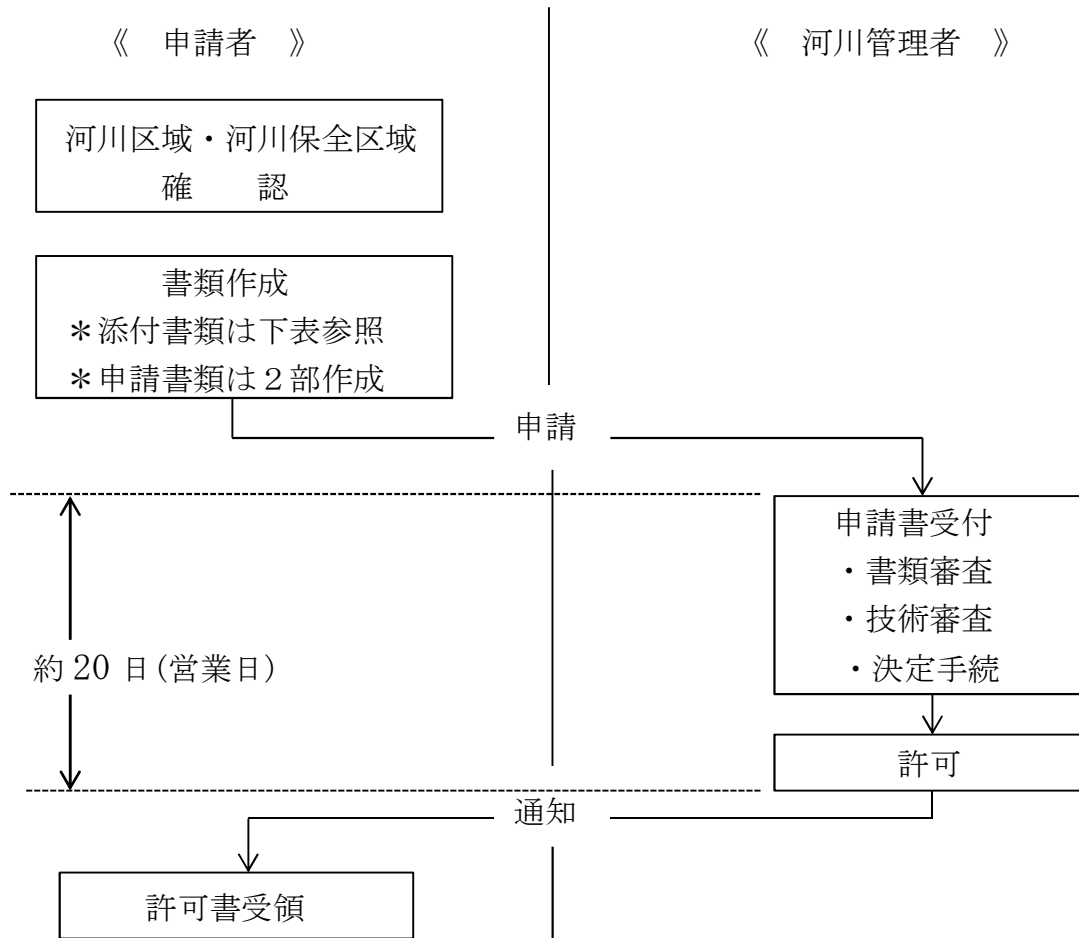
※河川管理施設の敷地から 5m を超え、地表から高さ 3m 以内の盛土で、かつ、堤防に沿う部分の長さが 20m 未満のものは許可不要

○工作物の新築または改築

- ・木造、軽量鉄骨造、鉄筋コンクリート造の建物
- ・コンクリート造、石造、レンガ等の堅固な工作物
- ・貯水池、水槽、井戸、水路等、水が浸水するおそれのあるもの

○その他土地の形状を変更する行為

3. 申請者の手続



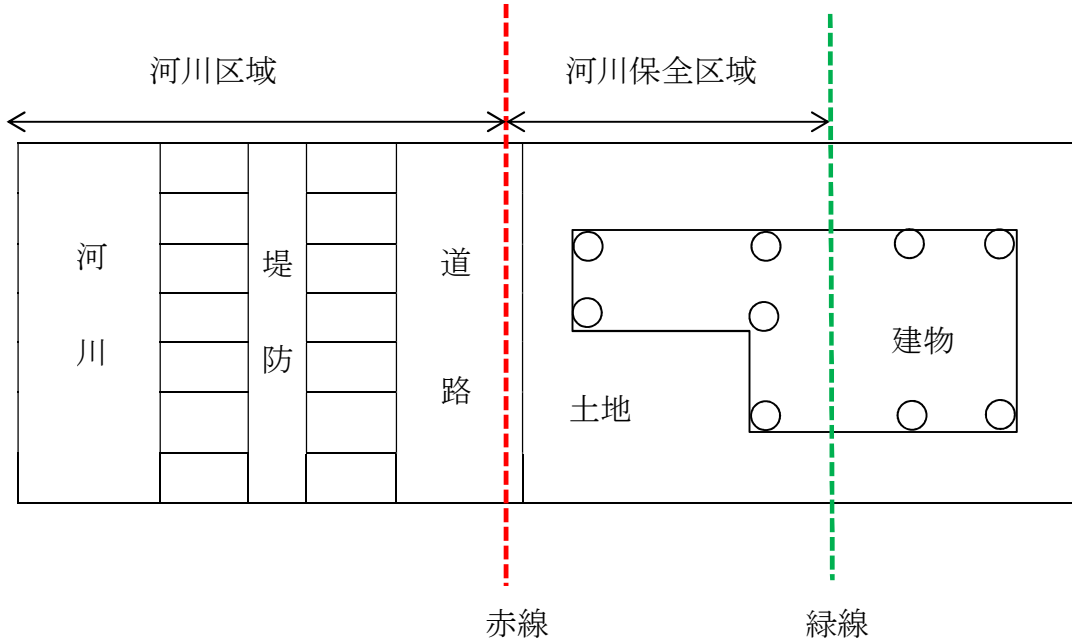
《申請書添付書類》 ※2部提出してください。

番号	添付書類	確認
①	案内図（住宅地図等の写しで可）	
②	土地の実測平面図	
③	建物等の設計図（平面図、立面図、断面図） ※各種図面には、河川区域線及び河川保全区域線を 記入し、堤防を含めた基礎構造が分かるものを作成	
④	行為をする敷地の求積図（河川保全区域内面積）	
⑤	建築物の施工計画書・工程表・杭の施工計画書 護岸計測計画書（平面図に計測箇所を明記）	
⑥	当該土地と河川区域（官民）境界の現況写真	
⑦	当該敷地における権原を取得している又は 取得する見込みが十分であることを示す書類	

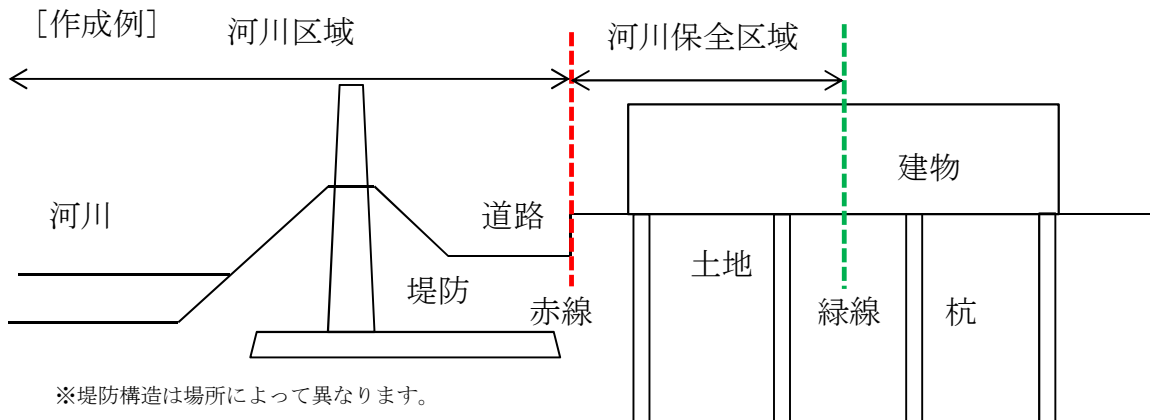
4. 書類作成の注意事項

- ① 実測平面図には建築する建物を記入し、河川区域線（赤色） 及び 河川保全区域線（緑色） を必ず入れてください。

[作成図]



- ② 実測横断面図は、堤防から建設予定地までの範囲を測定し作成してください。その際、河川区域線（赤線）及び河川保全区域（緑線）が明確に分かるようにしてください。



[問合せ先]

〒120-0025 足立区千住東二丁目 10 番 10 号
東京都第六建設事務所管理課（河川管理担当）

電話 03-3882-1269

F A X 03-3882-1228

河川保全区域内行為における許可申請の提出書類

0. 申請書

検索エンジン

「東京都 河川 申請」



東京都建設局 web サイトからダウンロード可能です。

申請者名は施主（請負業者等ではなく）詳しくは下記⑦参照

宛名は「東京都第六建設事務所長」としてください。

申請書の添付書類

①案内図・位置図（縮尺は5万分の1・住宅地図等の写しで可）

②土地の実測平面図

③建物等の設計図（平面図・立面図・断面図）

④行為をする敷地の求積図（河川保全区域内）

⑤建築物の施工計画書・工程表・杭の施工計画書
護岸計測計画図（平面図に計測箇所を明記）

⑥当該土地と河川区域（官民）境界の現況写真

⑦当該敷地における権原を取得している又は
取得する見込みが十分であることを示す書類